

自転車交通安全クイズ

～自転車を安全に乗るために～

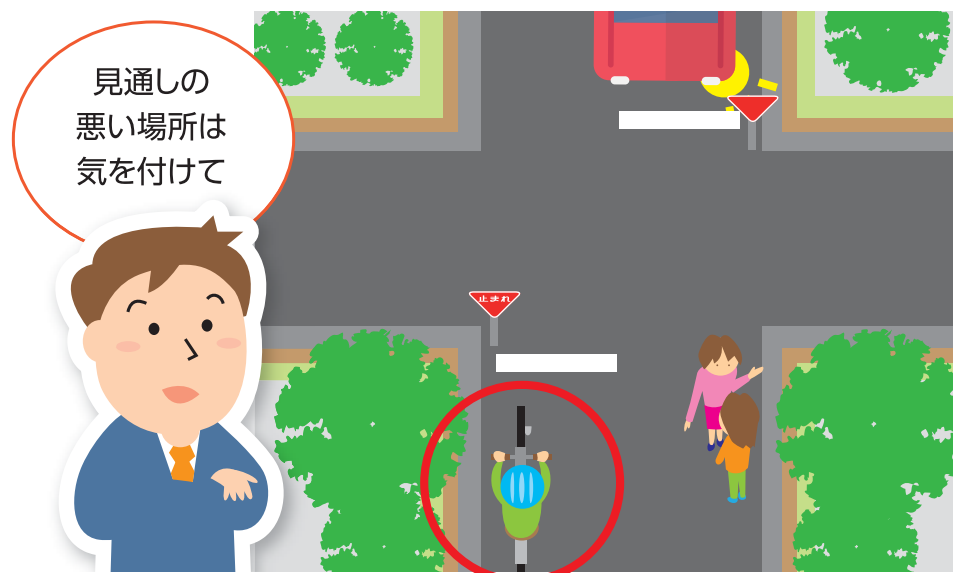
自転車は運転免許が要らず、だれもが利用でき、そのうえ地球環境にやさしい、大変便利な乗り物です。
しかし、名古屋市内では平成28年中に自転車乗車中の交通事故が3,111件発生しています。交通ルールを守って、安全な乗り方をしないと、自転車も大きな危険をともないます。
次の問題を通して、自転車の交通安全について考えてみましょう。

あなたならどうする？

Q1

シチュエーション①

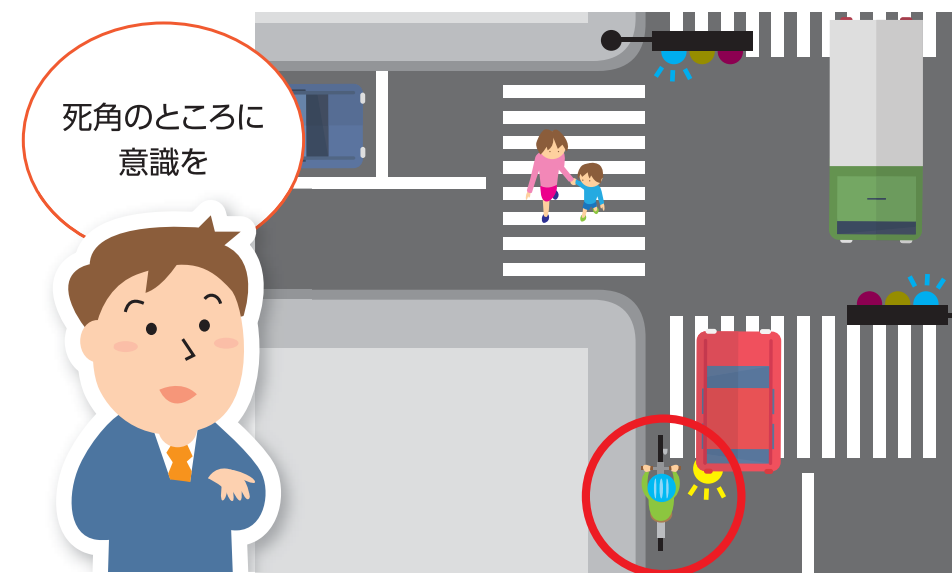
あなたは自転車に乗って信号のない交差点にさしかかっています。その交差点では、
●正面から来る自動車が左折しようとしています。
●右側には、2人の女性が立ち話をしています。
●見通しが悪く、一時停止の標識がついています。
あなたは、この交差点を左折しようと思います。何に注意しますか。



Q2

シチュエーション②

あなたは自転車に乗って、信号のある交差点にさしかかっています。
この交差点は交通量が多く、横断歩道には親子連れがいます。
あなたは、信号が青なので直進しようと思います。あなたは何に注意しますか。



分かるかな？

Q3

自転車で道路を通行するときは、道路の左側端に寄って走行しなければならない。

① ☐ ② ☒

Q5

横断歩道を歩いている人が誰もいないので、自転車に乗ったままわたってもよい。(自転車横断帯が設置されていない場合)

① ☐ ② ☒

Q7

どんな場合でも、自転車は2人で乗ってはいけない。

① ☐ ② ☒

Q9

自転車歩道通行可の歩道を自転車で通るときは、歩道の左側を通らなければならない。

① ☐ ② ☒



Q4

見通しの悪い交差点で「止まれ」の標識がなかったので一時停止も徐行もしなかった。

① ☐ ② ☒

Q6

歩道では自転車は2台以上並んで走ってはいけませんが、車道は2台以上並んで走ってもよい。

① ☐ ② ☒

Q8

歩道に歩行者がいない場合、自転車は運転者の年齢や道路標識の有無に関係なく、歩道を通行できる。

① ☐ ② ☒

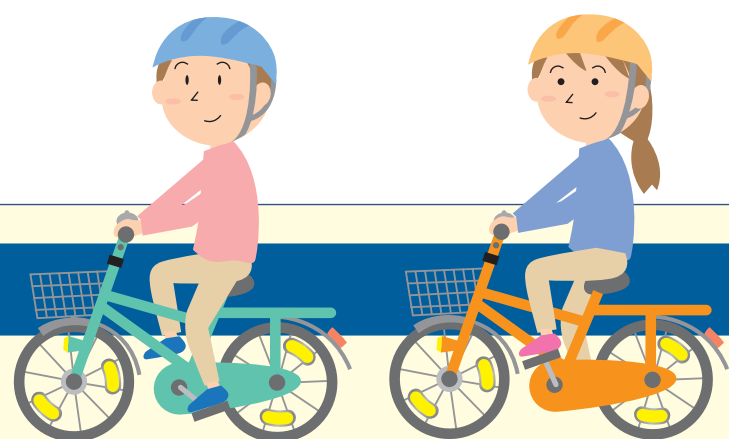
自転車安全利用五則

自転車を安全に乗るために、「自転車安全利用五則」をしっかり守りましょう。

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ④ 安全ルールを守る
 - ◎ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ◎ 夜間はライトを点灯
 - ◎ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

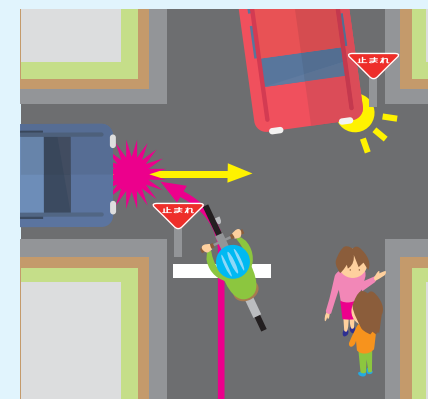
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用
 - ※ 条例により高齢者のヘルメットの着用も努力義務となっています。



Q1

の答え 一時停止の標識

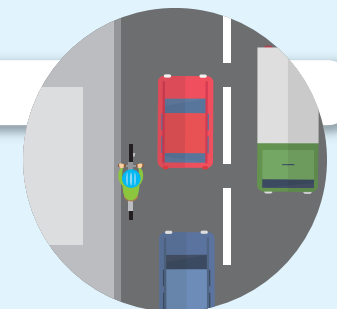
信号のない交差点では、「出合頭」の事故が多く発生しています。
●正面から来る自動車は、左折しようとしています。その進行方向には注意しましょう。
●歩行者の動きにも注意しましょう。
●自転車も車の仲間です。一時停止の標識がある場所では、車と同様に必ず一時停止をして、安全を確認しましょう。また、見通しの悪い交差点では、標識がなくても一時停止や徐行をしましょう。



Q3

の答え ① ☐

自転車で道路を通行するときは、中央から道路の左側端に寄って走行しなければなりません。



Q5

の答え ① ☐

自転車に乗車したまま横断歩道を通行することが直ちに違反とはなりません。しかし、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

Q7

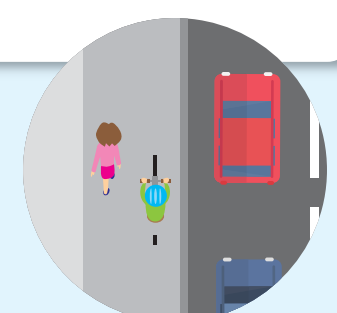
の答え ② ☒

2人乗りができる場合があります。
例えば、16歳以上の者が「幼児用補助いすに6歳未満の幼児を乗せる」又は「4歳未満の幼児をひも等で背負う」場合などに認められています。

Q9

の答え ② ☒

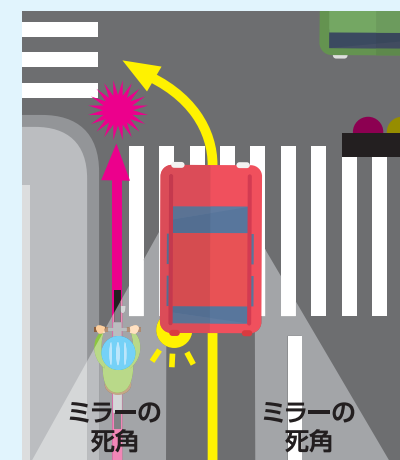
歩道を通行する場合は歩道の中央から車道寄りを徐行して進行しなければなりません。



Q2

の答え 左折しようとしている車

左折しようとする車に注意しましょう。自動車のミラーには「死角」があります。特に左折しようとする自動車のミラーの死角に自転車が入り自転車を見落とす危険があります。また、横断歩道上の横断者に気を取られ、自動車の運転者が自転車の存在に気が付かない危険もあります。自動車の動きに注意し、安全に進行しましょう。交差点に進入する前に、信号機を確認しましょう。



Q4

の答え ② ☒

一時停止又は、徐行して交差点の安全を確認してから通行しましょう。一時停止又は徐行しなかったことにより、危険な状態が発生した場合は安全運転義務違反となることもあります。

Q6

の答え ② ☒

車道であっても、並進して走行することはできません。軽車両は、他の軽車両と並進してはいけません。ただし「並進可」の標識がある場合は並進することができます。

Q8

の答え ② ☒

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられていますので、歩道と車道の区別のあるところは、原則として、車道の左側端に寄って通行しなければなりません。
ただし、次の場合、普通自転車は歩道を通行することができます。
①「自転車歩道通行可」の標識、標示がある歩道
②13歳未満の子ども、70歳以上の方、車道の安全な通行に支障がある身体に障害のある方が運転している場合
③車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、やむを得ない場合



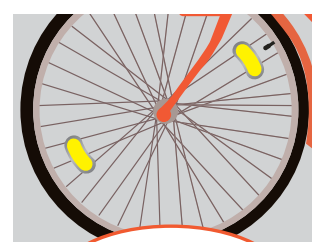
自転車に乗る前に

自転車に乗る前に、確かめましょう。



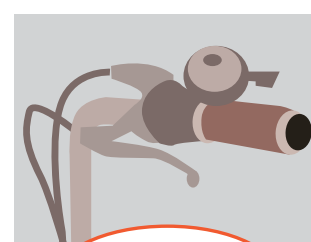
ブレーキ

ブレーキは効きますか？



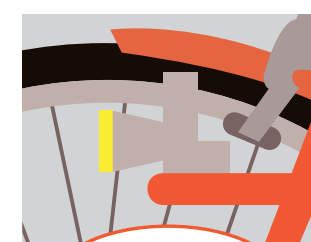
タイヤ

空気は抜けていませんか？



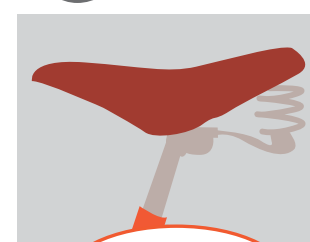
ハンドル

ハンドルは思いどおりに動きますか？



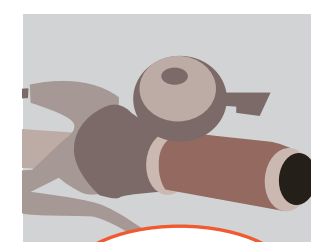
ウカ(灯火)

これは、ライトのこと。ちゃんとつきますか？



シャ(サドル)

乗るところ。しっかり固定されていますか？高さは大丈夫？



ベル

ちゃんと鳴りますか？

合言葉は「ブ タ ハ ト シャ ベル」